

社債情報伝達サービス業務処理概要

2016年3月14日

証券保管振替機構
社債投信業務部

目次

1. はじめに
2. 管財人及び社債管理者の利用登録手続
 - (1) 利用登録手続
3. 発行者、管財人及び社債管理者の利用申請手続
 - (1) 利用申請手続
 - (2) 通知情報の留意事項
 - (3) 利用手数料について
 - (4) 手数料計算の考え方
 - (5) 利用申請フロー
4. 社債権者の利用申請手続
 - (1) 利用要件
 - (2) 利用申請手続
 - (3) 共同利用の手続
 - (4) 残高基準日について
 - (5) 受付番号について
 - (6) 利用手数料について
 - (7) 手数料計算の考え方
 - (8) 利用申請フロー
5. 授受する書類について

1. はじめに

- ◆ 本資料は、一般債振替制度に係る業務処理要領第7章「社債情報伝達サービスに係る手続」の内容について、要点を取り纏めたものです。
- ◆ 社債情報伝達サービスに係る手続の詳細については、別途、社債に係る必要な情報の通知に関する規則及び同処理要領第7章「社債情報伝達サービスに係る手続」を参照ください。
- ◆ 本資料に添付する各種書面は、社債情報伝達サービスの利用に際し、関係者の間で授受する書面となります。

2. 管財人及び社債管理者の利用登録手続

(1) 利用登録手続

管財人及び社債管理者は、事前に社債情報伝達サービスの業務担当者等の届出及び機構が講ずる必要な措置への約諾を利用登録手続として行ってください。

- ◆ 口座管理機関として、既に一般債振替制度へ制度参加し、「機構が講ずる必要な措置」への約諾を行っている金融機関であっても、社債管理者としての立場で利用する場合には、事前に利用登録手続が必要です。

社債情報伝達サービスのご利用が見込まれない場合には、お手続きは不要です。



社債管理者が行った社債情報伝達サービスの利用登録は、将来において有効となります。利用の都度、利用登録手続を行っていただく必要はありません(業務責任者に変更が生じた場合等については、変更手続を都度、行ってください。)

<利用登録手続時の書類一覧>

No	書類名	提出者	備考
1	社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書(管財人等用)	管財人	・利用登録に際し、「管財人選任証明書」等の本人確認書類が必要となります。
2	社債情報伝達サービス利用登録内容変更書(管財人等用)	管財人	・管財人及び業務担当者の変更、連絡先の変更等が生じた場合に提出いただく書類です。
3	社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書(社債管理者等用)	社債管理者	・既に一般債振替制度に参加し、「機構が講ずる必要な措置」への約諾を行っている場合には、登記簿等の本人確認書類は不要です。
4	社債情報伝達サービス利用登録内容変更書(社債管理者等用)	社債管理者	・業務責任者の変更、連絡先の変更等が生じた場合に提出いただく書類です。

3. 発行者、管財人及び社債管理者の利用申請手続

(1) 利用申請手続




ご利用は任意となります。

発行者、管財人及び社債管理者(以下「発行者等」といいます。)は、利用申請に際し、社債情報伝達サービス利用申請書(以下「申請書」といいます。)に必要事項を記入の上、社債権者に通知する情報(以下「通知情報」といいます。)とともに機構へご提出ください。

- ◆ 機構への申請書及び通知情報のご提出は、原則、Target保振サイトをご利用ください(Target保振サイトをご利用されていない場合には電子メールによるご提出も可能です。)

(2) 通知情報の留意事項



通知情報の重要事実への該当有無に係る判断は、機構では行いません。発行者等のご責任においてご判断ください。

通知情報が金融商品取引法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実には該当する場合には、機構への利用申請の前に、同法第166条第4項に規定する方法による公表を行ってください。

- ◆ 金融商品取引法第166条第4項に規定する方法
 1. EDINETによる公表
 2. TDnetによる公表
 3. 2以上の報道機関への公表から12時間以上の経過

通知情報が上記の重要事実には該当しない場合には、機構への利用申出の前に自社のホームページへの掲載等の方法による公表を行ってください。

取扱対象とする通知情報は、別紙「通知情報一覧」をご参照ください。

3. 発行者、管財人及び社債管理者の利用申請手続

(3) 利用手数料について

社債情報伝達サービスを利用する発行者等が手数料の課金対象者となります。

機構は、申請書の受領後、利用手数料に係る請求書を作成し、業務担当者(社債管理者の場合には業務責任者になります。)宛に電子メールにより、請求書を送付いたします。

利用手数料は、機構の指定する期日までに銀行振込の方法により、お支払ください。なお、領収書は発行いたしません。

機構は、原則、利用手数料の支払を確認した日の翌営業日にTarget保振サイトに通知情報を掲載し、機構加入者への通知を行います。

提出された申請書の枚数単位に課金します。なお、通知目的が同一となる社債の銘柄については、申請書を1枚に取り纏めて提出することが可能です。

通知情報の対象とする社債の銘柄数に応じ、課金します。

手数料率については、社債に係る必要な情報の通知に関する規則を参照ください。



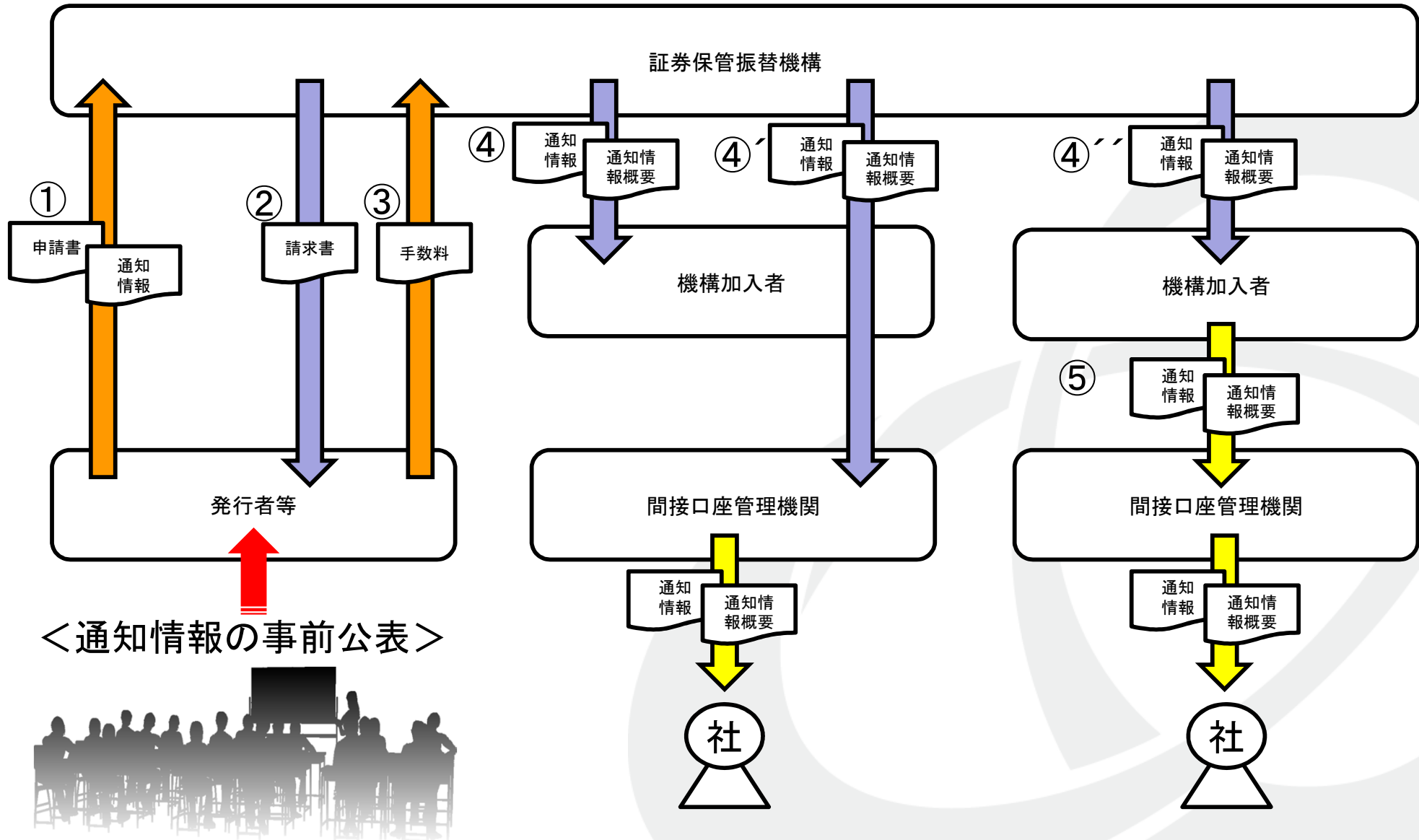
(4) 手数料計算の考え方

<具体例:3銘柄利用した場合>

通知目的	A銘柄	B銘柄	C銘柄	説明
社債権者集会等に関する事項			○	✓ A銘柄とB銘柄は、通知目的が「発行者の債務再編に関する事項」であり、同一であることから申請書は1枚に取り纏めることが可能です。 ✓ C銘柄については、「発行者の債務再編に関する事項」はA銘柄及びB銘柄に共通しますが、「社債権者集会に関する事項」も通知目的であるため、A銘柄及びB銘柄と通知目的が同一とはなりません。そのため、A銘柄及びB銘柄の申請書とは別に、申請書を提出してください。 ✓ 左記のケースでは、申請書×2枚分及び3銘柄分の利用手数料を申し受けます。
法的整理等に関する事項				
発行要項に定める事項				
発行者の債務再編に関する事項	○	○	○	

3. 発行者、管財人及び社債管理者の利用申請手続

(5) 利用申請フロー



3. 発行者、管財人及び社債管理者の利用申請手続

前頁に記載する利用申請フローの詳細説明を下表に記載します。

番号	アクション	関係者	説明	授受書類名称	記載例
①	申請書の提出	発行者 管財人 社債管理者	発行者等は、申請書及び通知情報を機構に提出します。	<ul style="list-style-type: none"> ・社債情報伝達サービス利用申請書(発行者用) ・社債情報伝達サービス利用申請書(管財人等用) ・社債情報伝達サービス利用申請書(社債管理者等用) ・通知情報 	3-① 3-①' 3-①''
②	請求書の通知	機構	機構は、申請書の記載内容及び通知情報の公表状況等を確認し、問題がない場合には社債情報伝達サービスの利用手数料を記載した請求書を作成し、通知します。	<ul style="list-style-type: none"> ・社債情報伝達サービス手数料請求書 	-
③	手数料の支払い	発行者 管財人 社債管理者	発行者等は、社債情報伝達サービスの利用手数料を支払います。	-	-
④、④''	通知情報の通知	機構	機構は、発行者等による手数料の支払を確認後、原則として、翌営業日に通知情報をTarget保振サイトに掲載し、機構加入者に通知します(同サイトをご利用されている間接口座管理機関にも通知します。)	<ul style="list-style-type: none"> ・通知情報概要 ・通知情報 	3-④
④'	同上	間接口座管理機関	Target保振サイトをご利用されている間接口座管理機関は、上位機関である機構加入者からの連携を待たずに、同サイトから直接、通知を受領することが可能です。	同上	-
⑤	通知情報の連携	機構加入者	Target保振サイトの利用のない間接口座管理機関の上位機関である機構加入者は、当該間接口座管理機関に通知情報を連携します。	同上	-

4. 社債権者の利用申請手続

(1) 利用要件

単独の社債権者又は複数の社債権者
(共同利用)においてご利用が可能です。



社債情報伝達サービスの利用要件を充足する社債権者は、社債の残存総額の10分の1以上の残高を保有する社債権者です。

- ◆ 単独では10分の1以上の残高を保有しないものの、社債情報伝達サービスの利用意思を示した社債権者同士が協力し、当該社債権者同士の残高の合計が10分の1以上となる場合においても、利用要件の充足は可能です(以下このような利用要件の充足方法を「共同利用」といいます。)

(2) 利用申請手続

社債権者はご利用に際し、社債情報伝達サービス利用申出書(以下「申出書」といいます。)を直近上位機関(以下「申出受付機関」といいます。)に提出します。

申出書を受領した申出受付機関(間接口座管理機関である場合には上位機関となる機構加入者)はTarget保振サイトを利用し、機構に社債情報伝達サービス利用申請書(以下「利用申請書」といいます。)をご提出ください。

間接口座管理機関の利用申請書の提出方法は、原則として、機構加入者を通じたものとなりますが、機構加入者を通じない直接のご提出も可能とします(FIAMIは除く。)。この場合には、機構加入者にその旨を連絡し、必要な情報を連携してください。

4. 社債権者の利用申請手続

(3) 共同利用の手続

共同利用する場合には、社債権者の中から1名を代表者として選任します。

代表者が申出受付機関に対して、社債情報伝達サービスの利用申出を行います。

代表者から利用申出を受け付けた申出受付機関は、受付番号及び残高基準日を決定し、代表者に通知します。また、残高基準日の到来後、代表者の残高基準日時点の残高を機構に報告します。

代表者以外の社債権者は、自らの保有する残高が利用要件の充足に必要となることから、直近上位機関(以下「残高報告機関」といいます。)に対し、機構への保有残高の報告を依頼します。

利用申出フローは、14ページをご参照ください。

残高報告機関は、残高基準日の到来後、残高基準日時点の残高を機構に報告します。



4. 社債権者の利用申請手続

(4) 残高基準日について

利用要件の充足に必要なとする残高は、社債権者が残高基準日（業務終了後）時点に保有する残高とします。

利用申出を水曜日までに受け付けた場合は、受付日の属する週の週末（金曜日）とします。なお、利用申出において、共同利用であることが示されている場合には、受付日の属する週の翌週末（金曜日）とします。

利用申出を木曜日以降に受け付けた場合には、翌週末（金曜日）を残高基準日とします。なお、利用申出において、共同利用であることが示されている場合には、受付日の属する週の翌々週末（金曜日）とします。

週末（金曜日）が休業日である場合には翌営業日に繰り下げます。

利用申出の曜日によって、残高基準日は異なってきます。



< 単独利用である場合の日程（申出受付日が水曜日の例） >




アクション	関係者	X月1日(水) 申出受付日	3日(金) 残高基準日	6日(月)	7日(火) 残高確認日(注1)
申出受付機関への申出書の提出	社債権者 	→			
社債権者への受付済通知書の通知(残高基準日)(注2)	申出受付機関		→		
機構への利用申請書の提出(残高基準日の翌営業日)	申出受付機関			→	

(注1) 機構にて、利用要件を確認する日（前営業日の業務終了時点の社債の残存総額を用います。）。




(注2) 上表に記載する日付は、申出受付機関による、社債権者への受付済通知書の通知期限を定めるものではありません。あくまでも参考としてお示しする日付です。

4. 社債権者の利用申請手続

＜共同利用である場合の日程①(申出受付日が水曜日の例)＞

アクション	関係者	X月1日(水) 申出受付日	2日(木)～ 3日(金)頃	4日(土)～	6日(月)～	10日(金) 残高基準日	13日(月) ～15日(水)	16日(木) 残高確認日(注)
申出受付機関への申出書の提出	代表者 	→						
代表者への受付済通知書の通知(受付番号、残高基準日)	申出受付機関		→					
共同者への情報連携	代表者 			→				
残高報告機関への残高報告依頼書の提出	共同者 				→			
機構への利用申請書及び残高報告書の提出(残高基準日の翌営業日から起算して3営業日以内)	申出受付機関 残高報告機関						→	

＜共同利用である場合の日程②(申出受付日が木曜日以降の例)＞

アクション	関係者	X月1日(木) 申出受付日	5日(月)～ 6日(火)頃	7日(水)～	8日(木)～	16日(金) 残高基準日	19日(月) ～21日(水)	22日(木) 残高確認日(注)
申出受付機関への申出書の提出	代表者 	→						
代表者への受付済通知書の通知(受付番号、残高基準日)	申出受付機関		→					
共同者への情報連携	代表者 			→				
残高報告機関への残高報告依頼書の提出	共同者 				→			
機構への申請書及び残高報告書の提出(残高基準日の翌営業日から起算して3営業日以内)	申出受付機関 残高報告機関						→	

(注)機構にて、利用要件を確認する日(前営業日終了時点の社債の残存総額を用います。)

4. 社債権者の利用申請手続

(5) 受付番号について

利用申出において、共同利用であることが示されている場合には、申出受付機関は受付番号を採番し、代表者に通知します。

受付番号は、代表者と代表者以外の社債権者を結びつける重要な番号です。

機構は、受付番号が同一の利用申出及び残高報告を同一のものとして取扱い、報告された残高を合算し、利用要件の判定を行います。

利用申出において、単独利用であることが示されている場合には、受付番号の採番は不要です。



<受付番号体系>

申出受付日(8桁)-機構加入者コード(5桁)-連番(2桁)

名称	説明	設定例
申出受付日	社債情報伝達サービスの利用申出を受け付けた日を設定します。	20160802
機構加入者コード	申出受付機関の機構加入者コード(申出受付機関が間接口座管理機関である場合には間接口座管理機関コード)	19560
連番	連番を設定します(銘柄単位の連番又は口座管理機関単位の連番)。	01

4. 社債権者の利用申請手続

(6) 利用手数料について

申出書を申出受付機関に提出した社債権者が手数料の課金対象者となります。なお、共同利用である場合には、代表者が課金対象者となります。

社債権者は、申出受付機関に利用手数料の支払いを行い、申出受付機関が機構へ支払います。なお、当該申出受付機関が間接口座管理機関である場合には、階層構造を通じて支払うこととし、機構は上位機関である機構加入者に手数料を請求いたします。

機構は、通知情報をTarget保振サイトに掲載した日の属する月の翌月初に届出のある手数料担当者宛に郵送の手段を用い、請求書を送付いたします。請求書は他の手数料とは別となります。

機構への利用手数料の支払いは、通知情報がTarget保振サイトに掲載された日の属する月の翌月末までに機構加入者が銀行振込の方法により行います。

手数料率については、社債に係る必要な情報の通知に関する規則を参照ください。



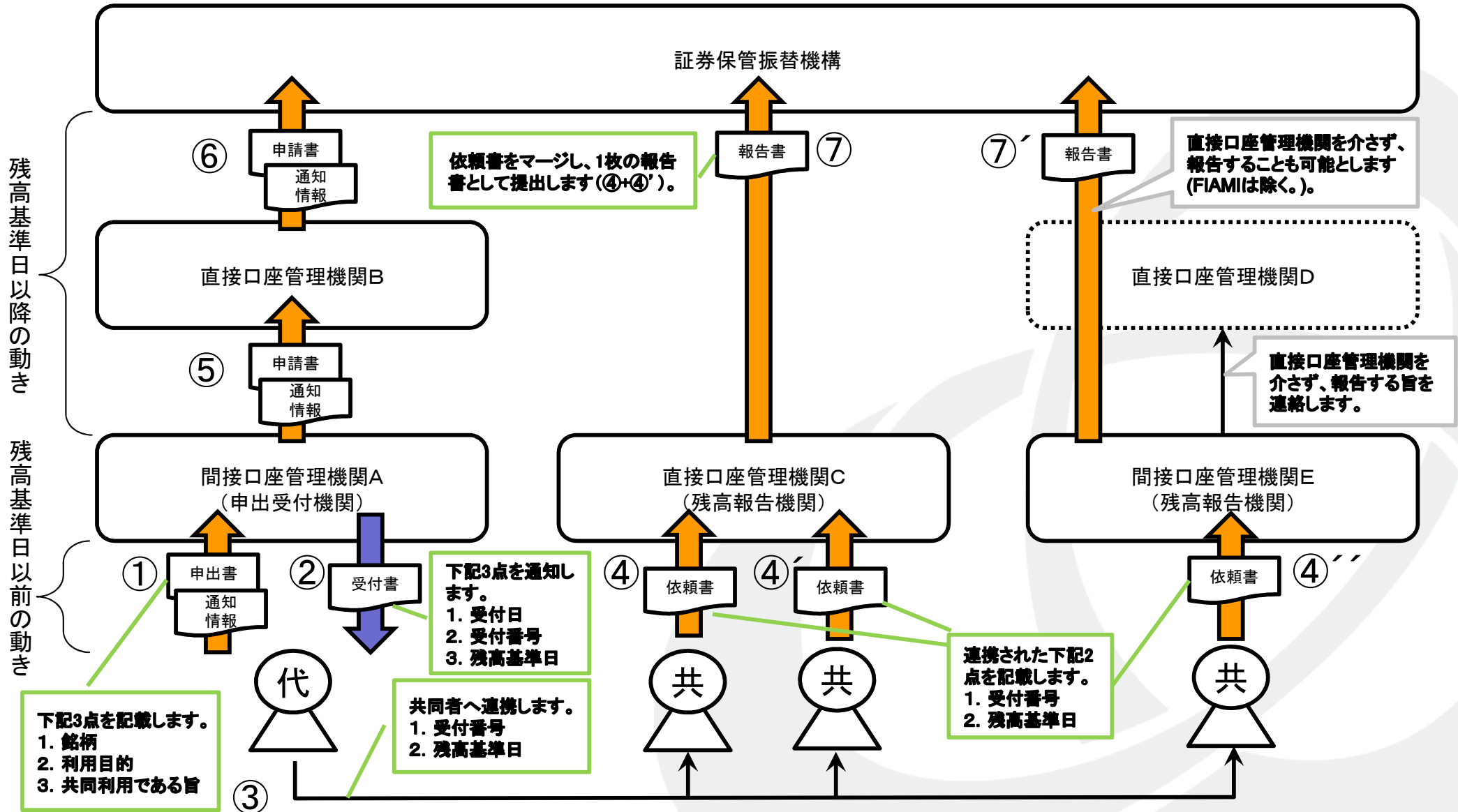
(7) 手数料計算の考え方

申出書の枚数単位に課金します。

申出書では、通知対象とする社債は1銘柄しか指定することができません。そのため、複数の銘柄について社債情報伝達サービスを利用する場合には、銘柄数に応じた申出書が必要となります。

4. 社債権者の利用申請手続

(8) 利用申請フロー(4名の社債権者による共同利用例)



4. 社債権者の利用申請手続

前頁に記載する利用申出フローの詳細説明を下表に記載します。

番号	アクション	関係者	説明	授受書類名称	記載例
①	申出書の提出	代表者	社債権者の中から選任された代表者が、申出書及び通知情報を申出受付機関に提出します。提出される申出書には社債情報伝達サービスを共同利用する旨が記載されます。	・社債情報伝達サービス利用申出書 ・通知情報	4-①
②	受付書の通知	申出受付機関	申出受付機関は、残高基準日及び受付番号を決定の上、受付書を代表者に通知します。	・社債情報伝達サービス受付済通知書	4-②
③	共同者へ連携	代表者	代表者は、受付書に記載された残高基準日及び受付番号を共同者に連携し、共同者が残高報告機関に提出する依頼書に記載するよう依頼します。	-	-
④	依頼書の提出	共同者	共同者は、代表者から連携された残高基準日及び受付番号を記載した、残高報告依頼書を残高報告機関に提出します。 なお、通知情報は代表者のみが提出し、共同者による通知情報の提出は不要です。	・社債情報伝達サービス残高報告依頼書	4-④
④'、④''	同上	同上	同上	同上	同上
⑤	申請書の連携	申出受付機関	申出受付機関は、残高基準日の到来後、代表者の保有する社債の残高を申請書に記載の上、機構加入者である直近上位機関に機構への提出を依頼します。	・社債情報伝達サービス利用申請書 ・通知情報	4-⑤
⑥	申請書の提出	機構加入者	申出受付機関から申請書の提出を依頼された機構加入者は、Target保振サイトを通じて、申請書及び通知情報を機構に提出します。	同上	同上
⑦	報告書の提出	残高報告機関	残高報告機関は、残高基準日の到来後、共同者の保有する社債の残高を報告書に記載の上、機構へ提出します。 なお、複数の依頼書の提出を受けているときは、1枚の報告書に取り纏めの上（依頼書を提出した社債権者の残高の合計を記載します）、機構に提出します。	社債情報伝達サービス残高報告書	4-⑦
⑦'	同上	同上	残高報告機関が間接口座管理機関である場合の報告書の提出について、機構加入者を通じず、直接、機構に提出することも可能です。 なお、直接、機構に提出する場合には、機構加入者にその旨の連絡をお願いいたします（⑤においても同様に機構に対し、直接、提出することが可能です。）。	同上	同上

5. 授受する書類について

日証協殿からの雛形提示

口座管理機関と社債権者との間で授受する書類の雛形は日証協殿から提示されています。

提示される雛形を元に各口座管理機関で様式を定めてください。

日証協殿提示分以外の書類については、機構ホームページから取得してください。



<利用時の書類一覧>

No	書類名	提供元	雛形提示	備考
1	社債情報伝達サービス利用申出書	日証協殿	あり	・雛形を元に様式は各社で定めます。
2	社債情報伝達サービス受付済通知書	日証協殿	あり	・雛形を元に様式は各社で定めます。
3	社債情報伝達サービス残高報告依頼書	日証協殿	あり	・雛形を元に様式は各社で定めます。
4	社債情報伝達サービス利用申請書(社債権者用)	機構	なし	・機構の提供する様式を使用させていただきます。
5	社債情報伝達サービス残高報告書(社債権者用)	機構	なし	・機構の提供する様式を使用させていただきます。
6	社債情報伝達サービス利用申請書(機構加入者用)	機構	なし	・機構加入者が利用申出を行う場合に直近上位機関である機構に対し、提出する書面です。 ・機構の提供する様式を使用させていただきます。
7	社債情報伝達サービス残高確認依頼書(機構加入者用)	機構	なし	・機構加入者が共同者となる場合に直近上位機関である機構に対し、提出する書面です。 ・機構の提供する様式を使用させていただきます。
8	社債情報伝達サービス利用申請書(発行者用)	機構	なし	・機構の提供する様式を使用させていただきます。
9	社債情報伝達サービス利用申請書(管財人等用)	機構	なし	・機構の提供する様式を使用させていただきます。
10	社債情報伝達サービス利用申請書(社債管理者等用)	機構	なし	・機構の提供する様式を使用させていただきます。

記載例3-①

4	通知情報の概要	添付資料をご参照ください。
---	---------	---------------

5	通知情報の内容に関する問い合わせ先	株式会社〇× 〇〇〇〇部 △△△△担当 tel xxxxxxxxxxxxxxxx メール xxxxxx@xxxxx.co.jp
---	-------------------	--

6	通知情報	資料名①	社債権者集会の開催に関するご案内
		資料名②	
		資料名③	
		資料名④	
		資料名⑤	

以上

記載例3-①

4 通知情報の概要	添付資料をご参照ください。
-----------	---------------

5 通知情報の内容に関する問い合わせ先	○×法律事務所 更生管財人 ○○ △△ tel XXXXXXXXXXXXXXX メール XXXXXX@XXXXX.co.jp
---------------------	---

6 通知情報	資料名①	株式会社〇〇の民事再生手続きにおける振替社債の取り扱いについて
	資料名②	
	資料名③	
	資料名④	
	資料名⑤	

以 上

記載例3-①

株式会社 証券保管振替機構 御中

機構提出日 2016 年 1 月 4 日

*** 提出者**

社債管理者等の名称	○×銀行
統一金融機関コード(4桁)	XXXX
部署名	部署名を記載する。
業務責任者名	業務責任者名を記載する。
* 連絡先	
部署名	部署名を記載する。
担当者名	担当者名を記載する。
T E L	03-1234-5678

社債情報伝達サービス利用申請書

(社債管理者等用)

社債情報伝達サービスの利用について、下記のとおり申請いたします。

記

1	社債の銘柄	I S I Nコード①	JPXXXXXXXXXX			
		正式名称①	第一回XXXX債			
		I S I Nコード②				
		正式名称②				
		I S I Nコード③				
		正式名称③				
		I S I Nコード④				
		正式名称④				
2	通知情報の目的	目的①	法的整理等に関する事項			
		目的②				
		目的③				
		目的④				
3	通知情報の公表手段等について	<p>社債情報伝達サービスで通知できる情報は、原則として、公表済みの情報に限ります。社債管理者等は自身の責任において、通知情報が重要事実該当する可能性の有無を検証(注)し、然るべき公表手段による公表を実施してください。</p> <p>(注)必要に応じて、弁護士、規制当局等へご相談ください。</p>	適時開示(TDnet)	-	適時開示URL	
			開示書類上での伝達する情報の記載箇所			
			2以上の報道機関への開示から12時間以上の経過		報道機関情報等①	報道機関情報等②
			報道機関名称及び開示日			
			新聞等での伝達する情報の記載箇所	-		
			兜俱樂部への投函		兜俱樂部への投函日等の情報	
			有価証券報告書等の公衆縦覧(EDINET)	-	掲載ページのURL	
			提出書類上での伝達する情報の記載箇所			
			官報等への公告の掲載又は電子公告の実施	○	官報等の場合には公告の掲載日等の情報又は電子公告の場合はURL	
			官報等への公告掲載		http://xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	
電子公告		重要情報に該当しないことの確認はお済ですか	未確認			
自社等のホームページのみによる公表	-	掲載ページのURL				

・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務など、当機構の業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。

・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜御参照ください。

記載例3-①

4	通知情報の概要	添付資料をご参照ください。
---	---------	---------------

5	通知情報の内容に関する問い合わせ先	○×銀行 ○○○○部 △△△△担当 tel xxxxxxxxxxxxxxxx メール xxxxxx@xxxxx.co.jp
---	-------------------	--

6	通知情報	資料名①	○×社の発行する振替社債の取り扱いについて
		資料名②	
		資料名③	
		資料名④	
		資料名⑤	

以上

記載例 3-④

平成 28 年 1 月 21 日
株式会社 証券保管振替機構

機構加入者 各位

下記の社債について、〇〇〇〇〇より、通知情報の通知依頼がありました。通知情報をご一読の上、社債権者へのご通知をお願いいたします。

< 通知情報の概要 >

1	社債の銘柄の発行者名称	〇〇〇株式会社	
2	社債の銘柄	I S I Nコード	JPXXXXXXXXXX
		正式名称	〇〇〇第 1 回無担保社債
3	通知情報の目的	<input type="radio"/>	社債権者集会等に関する事項
		<input type="checkbox"/>	法的整理等に関する事項
		<input type="checkbox"/>	社債要項に定める通知事項
		<input type="checkbox"/>	債務再編に関する事項
4	通知情報の概要	添付資料をご参照ください。	
5	通知情報の内容に関する問い合わせ先	株式会社〇× 〇〇〇〇部 △△△△担当 tel xxxxxxxxxxxxxxxx メール xxxxxx@xxxxx.co.jp	
6	①	添付資料	社債権者集会の開催に関するご案内
		掲載 URL	http://xx
	②	添付資料	
		掲載 URL	
	③	添付資料	
		掲載 URL	
	④	添付資料	
		掲載 URL	
	⑤	添付資料	
		掲載 URL	

以 上

記載例 4-①

社債情報伝達サービス利用申出書

間接口座管理機関A 御中

◆太枠内等にご記入の上、ご捺印ください。

申出日

(西暦)2016年1月4日

ご住所	〒 1 0 3 - 0 0 2 5	お電話	(03)-(3661)-(7193)
	(フリガナ)トウキョウトチュウオウクニホンバシカヤバチョウ		
	東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館		
ご氏名 ・名称	(フリガナ)カブシキカイシャ〇×		印
	株式会社 〇×		〇×

(※ お客様の本人確認の方法については、各口座管理機関によって対応が異なりますので、提出先の口座管理機関にご確認の上、提出してください。)

記

○ 社債の銘柄

ISIN コード	銘柄名称
JPXXXXXXXXXX	第一回XXXX債

○ 利用目的

利用目的	
<input type="checkbox"/> 社債権者集会の招集に関する連絡事項	左記の目的において利用します
<input checked="" type="checkbox"/> 社債の銘柄に関する他の社債権者の意向確認等	

○ ご利用方法の選択

利用方法	説明
<input type="checkbox"/> 単独利用	以下の両方の条件に該当する場合には単独利用をご選択ください。 ○ ご利用者がお客様のみである場合 ○ ご利用要件(対象とする社債等の残存総額の10分の1以上を保有すること。以下同じ。)を、当社に開設する口座に記録されている残高のみで充足する場合
<input checked="" type="checkbox"/> 共同利用 (注1)	以下のいずれかの条件に該当する場合には共同利用をご選択ください。 ○ ご利用者がお客様のみでない場合 ○ ご利用要件を、当社に開設する口座に記録されている残高及びお客様が他の口座管理機関に開設する口座に記録されている残高を合算することで充足する場合

(注1) 後日、当社から「社債情報伝達サービス受付済通知書」が通知されます。通知された受付番号及び残高基準日を他の口座管理機関へ提出する社債情報伝達サービス残高報告依頼書にご記載ください。

○ 社債情報伝達サービス残高報告依頼書の総数(注2)(共同利用を選択された場合のみご記入ください。)

総数	説明
3 通	社債情報伝達サービスを共同利用される場合には、「社債情報伝達サービス残高報告依頼書」のご提出が必要となります。当社又は他の口座管理機関にご提出される予定の「社債情報伝達サービス残高報告依頼書」の総数をご記入ください。

(注2) 株式会社証券保管振替機構では、同一の受付番号が記載された「社債情報伝達サービス残高報告依頼書」を本申出と同一のものとして取り扱い、利用要件の確認を行います。

記載例 4-①

○ 通知情報の概要

概要
資料をご参照ください。

○ 資料

資料名①	社債権者集会の議案に関する提案について
資料名②	
資料名③	
資料名④	
資料名⑤	

○ 通知情報の内容に関する問い合わせ先

〒***-**** 住所: 東京都××区××町〇-〇-〇 氏名: 〇△×× Tel ***-***-**** Fax ***-***-**** 電子メールによるお問い合わせ先 bond@**-*****.co.jp

以 上

記載例 4-②

社債情報伝達サービス受付済通知書

〇〇〇 様

2016年1月4日に受領いたしました社債情報伝達サービス利用申出書をお受付いたしましたことをご連絡いたします。お客様の保有する社債等の残高に係る受付番号(注1)及び残高基準日(注2)を下記のとおりをご連絡いたします。

記

○ 社債の銘柄

ISIN コード	銘柄名称
JPXXXXXXXXXX	第一回XXXX債

○ 受付番号(共同利用の場合のみ記載されます。)

受付番号
20160104-XXXXX-01

○ 残高基準日

残高基準日						
西暦	2016	年	1	月	15	日

(注1) 受付番号とは、社債情報伝達サービスのご利用方法が共同利用である場合に必要となる番号です(単独利用の場合には不要のため、記載されません。)。当該受付番号を他の口座管理機関に提出する「社債情報伝達サービス残高報告依頼書」にご記入ください。当該受付番号に誤りがあった場合には、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)にて、残高を正しく合算することができなくなるため、お間違えのないようお願いいたします。

(注2) 残高基準日とは、社債情報伝達サービスのご利用要件(対象とする社債等の残存総額の10分の1以上を保有すること)の基準となる日をいいます。当社及び他の口座管理機関は、お客様が残高基準日時点にて保有する残高を機構に報告します。

以 上

記載例 4-④

社債情報伝達サービス残高報告依頼書

直接口座管理機関C 御中

◆太枠内等にご記入の上、ご捺印ください。

申出日

(西暦)2016年1月8日

ご住所	〒 1 0 3 - 0 0 2 5	お電話	(03)-(366X)-(XXXX)
	(フリガナ)		
	東京都中央区日本橋〇〇町X-X-X		
ご氏名 ・名称	(フリガナ)△□ ○×		印
	△□ ○×		△□

(※ お客様の本人確認の方法については、各口座管理機関によって対応が異なりますので、提出先の口座管理機関にご確認の上、提出してください。)

記

○ 社債の銘柄

ISIN コード	銘柄名称
JPXXXXXXXXXX	第一回XXXX債

○ 受付番号(注1)

受付番号
20160104-XXXXX-01

○ 残高基準日(注2)

残高基準日						
西暦	2016	年	1	月	15	日

(注1) 受付番号とは、社債情報伝達サービスのご利用方法が共同利用である場合に必要となる番号です。当該受付番号に誤りがあった場合には、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)にて、残高を正しく合算することができなくなるため、お間違えのないようお願いいたします。

(注2) 残高基準日とは、当社においてお客様の保有する対象となる社債等の残高を確認する日をいいます。当社は残高基準日時点の残高を機構に報告します。

以上

記載例4-⑤

機構提出日 2016 年 1 月 18 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

* 提出者

口座管理機関名	間接口座管理機関A
機構加入者コード(5桁)又は 間接口座管理機関コード	AAAAA
役職名	〇〇部長
業務責任者名	業務責任者名を記載する
* 連絡先	
部署	〇〇部
担当者	担当者名を記載する
T E L	電話番号を記載する

社債情報伝達サービス利用申請書

(社債権者用)

社債情報伝達サービスの利用について、下記のとおり申請いたします。

記

1	社債の銘柄	ISINコード	JPXXXXXXXXXX			
		正式名称	第一回XXXX債			
2	通知情報の目的	目的	社債の銘柄に関する他の社債権者の意向確認等			
3	受付番号等	利用区分	共同利用			
		受付番号	20160104-XXXX-01			
		残高報告依頼書総数	3	通		
4	残高情報等	利用申出日	西暦 2016 年 1 月 4 日			
		残高基準日	西暦 2016 年 1 月 15 日			
		社債権者の保有する残高	25,000,000		円	
		提出者が間接口座管理機関である場合は、直接口座管理機関の情報についてご記入をお願いいたします。提出者が直接口座管理機関である場合は、記載不要です。	口座管理機関名称	口座管理機関B		
		機構加入者コード(5桁)	BBBBB			

・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務など、当機構の業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
 ・当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜御参照ください。

記載例4-⑤

5	通知情報の概要	資料をご参照ください。
---	---------	-------------

6	通知情報の内容に関する問い合わせ先	〒***-**** 住所：東京都××区××町〇-〇-〇 氏名：〇△×× Tel ***-***-**** Fax ***-***-**** 電子メールによるお問い合わせ先 bond@**-*****. co. jp
---	-------------------	---

7	通知情報	資料名①	社債権者集会の議案に関する提案について
		資料名②	
		資料名③	
		資料名④	
		資料名⑤	

以上

記載例4-⑦

機構提出日 2016 年 1 月 18 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

* 提出者

口座管理機関名	直接口座管理機関 C
機構加入者コード(5桁)又は 間接口座管理機関コード	CCCCC
役職名	〇〇部長
業務責任者名	業務責任者名を記載する
* 連絡先	
部署名	〇〇部
担当者名	担当者名を記載する
TEL	電話番号を記載する

社債情報伝達サービス残高報告書

(社債権者用)

社債情報伝達サービスの対象とする社債の銘柄の残高について、下記のとおり報告いたします。

記

1	社債の銘柄	ISINコード	JPXXXXXXXXXX		
		正式名称	第一回XXXX債		
2	受付番号等	受付番号	20160104-XXXX-01		
		残高報告依頼書合算数	2	通	
3	残高情報等	残高基準日	西暦 2016 年 1 月 15 日		
		社債の銘柄の残高合計	50,000,000 円		
	提出者が間接口座管理機関である場合は、直接口座管理機関の情報についてご記入をお願いいたします。 提出者が直接口座管理機関である場合は、記載不要です。	口座管理機関名称			
		機構加入者コード(5桁)			

・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務など、当機構の業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。

・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜御参照ください。

通知情報一覧

No	社債情報伝達サービスにおける通知情報	発行者					管財人等					社債管理者等					社債権者					通知情報の内容	
		社債	投資法人債	相互会社社債	特定社債	外国の法人債	社債	投資法人債	相互会社社債	特定社債	外国の法人債	社債	投資法人債	相互会社社債	特定社債	外国の法人債	社債	投資法人債	相互会社社債	特定社債	外国の法人債		
1	社債権者集会等に関する事項																						
	1 社債権者集会等の招集の通知	○	○	○	○		△	△	△	△		○	○	○	○		△	△	△	△			社債権者集会等の開催日時等の案内、決議する議案の内容又はその他社債権者集会等に関する内容
	2 説明会の開催等に関する通知	○	○	○	○		△	△	△	△		△	△	△	△								社債権者集会等の開催に先立って開催する説明会の日時等の案内、当該社債権者集会等を開催する目的、決議する議案の経緯等又はその他説明会に関する内容
	3 他の社債権者の意向確認に関する通知																○	○	○	○			社債権者集会の議案等について、他の社債権者の意思の確認、議案等の承認のための意思の結集又はその他保有する社債に関し、他の社債権者と意思を結集するための連絡事項に関する内容
2	法的整理等に関する事項																						
	1 法的整理等の手続の開始																						
	1 会社更生法に基づく更生手続に関する通知	△		△			○		○			△		△									会社更生手続開始の申立を行った事実、同手続開始の決定を受けた事実、これらの事実が及ぼす社債への影響又はその後の経過等に関する内容
	2 民事再生法に基づく再生手続に関する通知	△	△	△	△		○	○	○	○		△	△	△	△								民事再生手続の申立を行った事実、同手続開始の決定を受けた事実、これらの事実が及ぼす社債への影響又はその後の経過等に関する内容
	3 破産法に基づく破産手続に関する通知	△	△	△	△		○	○	○	○		△	△	△	△								破産手続開始の申立を行った事実、同手続開始の決定を受けた事実、これらの事実が及ぼす社債への影響又はその後の経過等に関する内容
	4 預金保険法に基づく管理を命ずる処分若しくは認定又は特定認定に関する通知	△		△			○		○			△		△									預金保険法に基づく管理を命ずる処分、認定、特定認定が行われた事実、これらの事実が及ぼす社債への影響又はその後の経過等に関する内容
	5 外国のこれら1～4に類する法律における手続に関する通知					△					○									△			発行者の所在国等における1～4に類する法的手続の申立を行った事実、同手続開始の決定を受けた事実及びその後の手続における経過等に関する内容
	2 債権者説明会の開催	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△							債権者説明会の開催日時等の案内、資産、負債の調査状況等の報告又はその他説明会に関する内容
	3 管財人等への連絡先提供依頼	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△							管財人等から債権者である社債権者に対し、法的手続上、必要となる情報を提供しよう依頼する内容
	4 債権届出に関する情報	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△							債権の届出に関する届出期限や届出先住所等の案内、債権届出の書式の送付又はその他債権届出に関する内容
	5 債権者集会の開催	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△							債権者集会の開催日時等の案内、決議する議案の内容又はその他債権者集会に関する内容
3	発行要項に定める事項																						
	1 合併等の組織再編時の社債の取扱い	○	○	○								△	△	△									発行者における合併等の組織再編行為による社債の承継等に関する内容又はその他組織再編行為に伴って、発生する手続等に関する内容
	2 コベンツへの抵触																						
	1 追加負担制限コベンツ																						
	1 負債の制限の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								発行要項に記載する追加負担制限コベンツに抵触した事実又は抵触する見込み、コベンツ抵触後の回復期間における経過に関する内容、回復期間を過ぎ、期限の利益の喪失に至らなかった場合には、その旨又はその他コベンツの抵触に関する内容
	2 担保提供制限の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	3 配当制限の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	4 支払制限の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	5 資産の処分に関する制限の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	6 セール・アンド・リースバック制限の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	7 合併等の制限の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	8 チェンジオブコントロール条項(大株主の異動による償還)の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	9 子会社・関連当事者に関する制限の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	2 財務維持コベンツ																						
	1 純資産額維持の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								発行要項に記載する財務維持コベンツに抵触した事実又は抵触する見込み、コベンツ抵触後の回復期間における経過に関する内容、回復期間を過ぎ、期限の利益の喪失に至らなかった場合には、その旨又はその他コベンツの抵触に関する内容
	2 自己資本比率維持の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	3 利益維持の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	4 負債額維持、負債比率維持の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	5 インタレスト・カバレッジ・レシオの維持の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	6 有利子負債/EBITDA倍率の維持の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	7 有担保負債比率維持の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	8 格付維持の抵触に関する通知	○	○	○	○							△	△	△	△								
	3 レポーティングコベンツ																						
	1 発行者証明書等の未提出に関する通知											○	○	○	○								発行者から提出期限までに発行者証明書を受領することができていない旨、発行者証明書を受領できない状態が継続した場合に社債に及ぼす影響又はその他発行者証明書を受領できないことに関する内容
	2 特定の事象が発生した場合の迅速な報告に関する通知	○	○	○	○							○	○	○	○								社債に発生した事象(No.1「社債権者集会の開催」及びNo.3-2「コベンツへの抵触」に関する事象は除く)において、当該事象が発生した際には、その旨、当該事象が発生したことにより必要となる手続等を、発行要項にて、社債権者に通知することを取り決めている場合には、当該手続等に関する内容又はその他当該事象に関する内容
	3 期限の利益の喪失	○	○	○	○							△	△	△	△								期限の利益を喪失した事実又は喪失する見込み、期限の利益の喪失に至った経緯等又はその他期限の利益の喪失に関する内容
4	発行者の債務再編に関する事項																						
	1 社債の買入及び取得に関する情報	○	○	○	○																		発行者の債務再編に伴い、社債の買付を行うことになった経緯及び目的、社債の買付に関する応募方法等の手続の案内又はその他社債の買付に関する内容
	2 私的整理に関する情報																						
	1 地域経済活性化支援機構法に基づく手続に関する通知	○	○	○	○																		地域経済活性化支援機構法に基づく手続を開始した事実、手続中の経過報告、手続結果に関する内容又はその他手続に関する内容
	2 産業競争力強化法(主に事業再生ADR)に基づく手続に関する通知	○	○	○	○																		事業再生ADR手続を開始した事実、手続中の経過報告、手続結果に関する内容又はその他事業再生ADR手続に関する内容

【凡例】
○・・・社債情報伝達サービスの利用者の利用形態において、通知事項の通知主体となるものを示す。
△・・・社債情報伝達サービスの利用者の利用形態において、通知主体から通知の依頼等を受け、通知主体に代わって社債情報伝達サービスを利用するものを示す。